

出産育児一時金の総支給金額変更について

令和4年4月1日より出産育児一時金の総支給額が変わります。これまで組合の制度では、産前産後および育児休業中の保険料の免除がありませんでした。制度に対するお問い合わせをいただくことも多く、**今後の子育て世代の支援策として加算金の見直しを決定**いたしました。金額がこれまでと大きく変わってきますので、この機会に一度ご確認ください。

出産育児一時金について

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、**被保険者が出産したときに支給される手当金(金銭給付)**のことです。1994年(平成6年)の健康保険法等の改正により、それまでの「分娩費」と「育児手当金」とを統合する形で新たに設けられました。組合では、**令和4年4月1日以降**に出産された被保険者の方より、以下のように総支給金額を変更いたします。



○これまでの総支給金額(出産日が令和4年3月31日以前)

税理士・勤務税理士	490,000円(420,000円+加算金 70,000円)
職員	420,000円
家族	420,000円

見直されます！

○これからの総支給金額(出産日が令和4年4月1日以降)

税理士・勤務税理士	700,000円(420,000円+加算金 280,000円)
職員	600,000円(420,000円+加算金 180,000円)
家族	600,000円(420,000円+加算金 180,000円)

※上記の支給額は、お子様一人あたりの金額です。

支給の対象について

被保険者が出産したとき(妊娠 85 日以上~~の死産・流産も含む~~)が支給の対象となります。出産自体は傷病では無いため、正常分娩における医師の手当は療養給付等の対象外となっています。そのため、出産にかかる費用や、出産前後の健診費用等の経済的負担の軽減を図る目的で、出産育児一時金が支給されているのです。

また、出産された方が組合に加入される以前に、1 年以上国民健康保険以外の健康保険等に「本人」として加入しており、組合加入 6 ヶ月未満で出産した場合、以前の健康保険等又は組合のどちらから支給を受けるか選択が可能です。

受け取り方法について

出産育児一時金は次の受け取り方法より選択ができます。なお、支給される金額に差異が生じることはありません。ご自身の状況に応じて、都合のよい方法を選択するようにしましょう。

受取方法		申請方法
直接支払制度	出産育児一時金の支給申請及び受け取りを、医療機関が被保険者に代わって行います。	出産予定の医療機関にて、合意文書を取り交わしてください。(組合への申請は不要)
受取代理制度	出産育児一時金の受け取りを、医療機関が被保険者に代わって行います。	受取代理人を出産予定の医療機関とする申請を、事前に組合へ行ってください。
組合へ後日申請	医療機関にて出産費用を全額支払ったのち、後日組合へ申請し、出産育児一時金を受け取ります。	出産後、組合へ申請をお願いします。申請に必要な各種書類がありますので、組合までお問い合わせください。

※医療機関によって利用できる制度が異なりますので、出産予定の医療機関にてご確認ください。

※医療機関の代理受領額と差額があった場合、差額が支給されますので後日申請をお願いします。



**支給額が大きくなりました。
子育て世代の方はご活用ください！**

作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

参考：厚生労働省